

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表（昭和三十五年法律第百五十二号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（出資額）</p> <p>第二条 政府は、協会に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項（外国為替相場）の基準外国為替相場をいう。以下同じ。）で換算した本邦通貨の金額が百二十億九千二百四十万円に相当する協定第二条第二項（b）に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。</p> <p>2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第九十七号）の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が百四十八億五千万円に相当する同項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。</p> <p>3 前二項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十八号）の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が二百三十九億三千二百八十万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。</p> <p>4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第四十三号）の施行の日における基準外国為</p>	<p>（出資額）</p> <p>第二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p>

替相場で換算した本邦通貨の金額が五百十八億四千万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

5 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、千三百十四億七千二百万円の範囲内において出資することができる。

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千二百三十四億六千二百八十万円の範囲内において出資することができる。

7 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千九百四十二億千六百二十二万円の範囲内において出資することができる。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、五千三百三十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができる。

9 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千三百四十二億二千四百二十六万円の範囲内において、出資することができる。ただし、この項の規定により出資することができる金額のうち千四百四十七億四千四百四十二万円は、政府が応募した国際復興開発銀行（以下この項において「銀行」という。）の資本の株式数と国際復興開発銀行協定第二条第三項の規定により政府が応募することができると定められた銀行の資本の株式数との合計が銀行の加盟国が応募した銀行の資本の株式数と同項の規定により銀行の加盟国が応募することができると定められた銀行の資本の株式数との合計のうち占める割合が一万分の六百六十九以上となることが確実であると認められない限り、出資することができない。

10 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会

5 同上

6 同上

7 同上

8 同上

9 同上

10 同上

<p>に対し、四千三百三十一億二千八百四十八万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>11 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>12 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千三百四億五百二十八万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>13 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千九百五十億五千二百八十六万円の範囲内において、出資することができる。</p>	<p>14 <u>前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、二千四百七十八億四千四百四十万円の範囲内において、出資することができる。</u></p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>(新設)</p>	